

7. 株式会社の機関設計、持分会社

7-1. 株式会社の機関設計

事例 7-a 株式会社の機関設計

アユミさんは来年大学を卒業するが、会社に勤める気になれない。そこでアユミさんは、在学中から、紅茶の美味しいカフェを始めることにした。アユミさんはそのために株式会社を設立しようと思っている。会社法の本をパラパラと見てみると、取締役、取締役会、代表取締役、監査役、会計監査人など、様々な人が必要なようだ。「株式会社を作るにはこういう人たちを全部揃えないといけないのかしら」とアユミさんは困ってしまった。

(1)最も単純な機関設計（会社 326 I）

(2)機関設計の選択肢と強制

復習：公開会社・大会社の定義

公開会社（会社 2⑤）＝少なくとも 1 種類の株式には譲渡制限が付いていない

大会社（会社 2⑥）＝資本金の額 \geq 5 億円 or 負債の額 \geq 200 億円

* 会社法が一定の場合に機関設計を強制する理由

(3)機関設計の選択についての規制（会社 326-328）[テキスト 4 章 1 節 4]

(4)機関設計の公示等（会社 326 II・911 III⑮-㉓）

7-2. 非公開会社と法規制

(1) 様々な非公開会社

(a) 起業

(b) 法人成り [テキスト 10 章 1 節 2] : 所得税 = 累進課税 but 法人税 = 税率一定

(c) 合併事業

(d) 子会社設立

非公開大会社

公開会社の規制は受けないが大会社の規制は受ける

= 内部統制・監査についての規制

(∵ 大会社の内部統制・監査に不備 → 倒産 → 多数の利害関係者に影響)

(2) 非公開会社と法規制

(a) 非公開会社の規制

(b)具体的な内容 [テキスト Column3-3]

簡易・柔軟な経営機構	取締役会・監査役非設置可 (会社 327) 取締役・執行役の資格 (会社 331Ⅱ・402Ⅴ) 役員の任期 (会社 332Ⅱ・334Ⅰ・336Ⅱ) 監査役の特権の限定 (会社 389)
株主総会の招集・決議の簡素化	招集期間の短縮 (会社 299Ⅰ) 株主全員の同意で招集・決議を簡素化 (会社 300・319) * 規定上は非公開会社に限らず
株主権の行使	保有期間の定めなし (会社 360Ⅱ・297Ⅱ等)
種類株式による会社支配等についての取決め	議決権制限株式数の制限なし (会社 115) 株主の権利に関する属人的定め許容 (会社 109Ⅱ) 種類株主総会による取締役・監査役選任 (会社 108Ⅰ⑨)

*種類株式＝権利の内容の異なる株式 (詳しくは「企業ファイナンス法」)

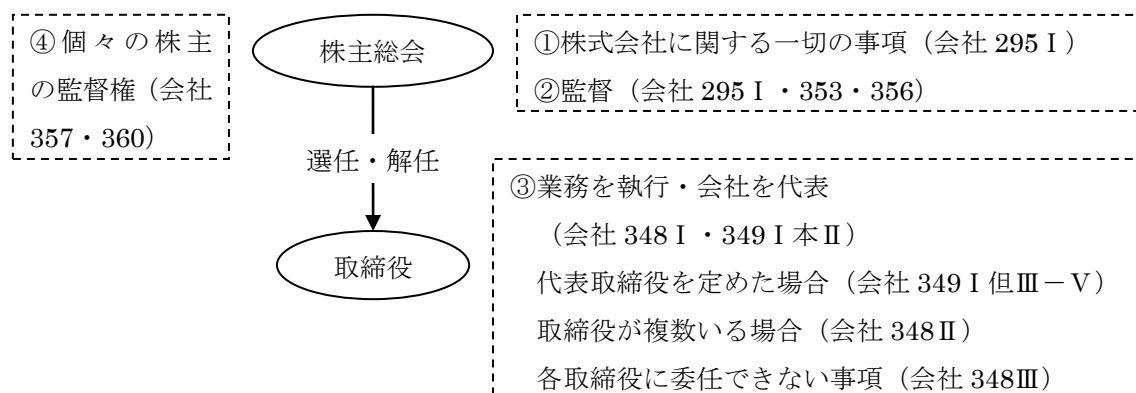
[例] Aさん：1000万円出資 → A種類株式＝種類株主総会で取締役5人選任

Bさん：600万円出資 → B種類株式＝種類株主総会で取締役3人選任

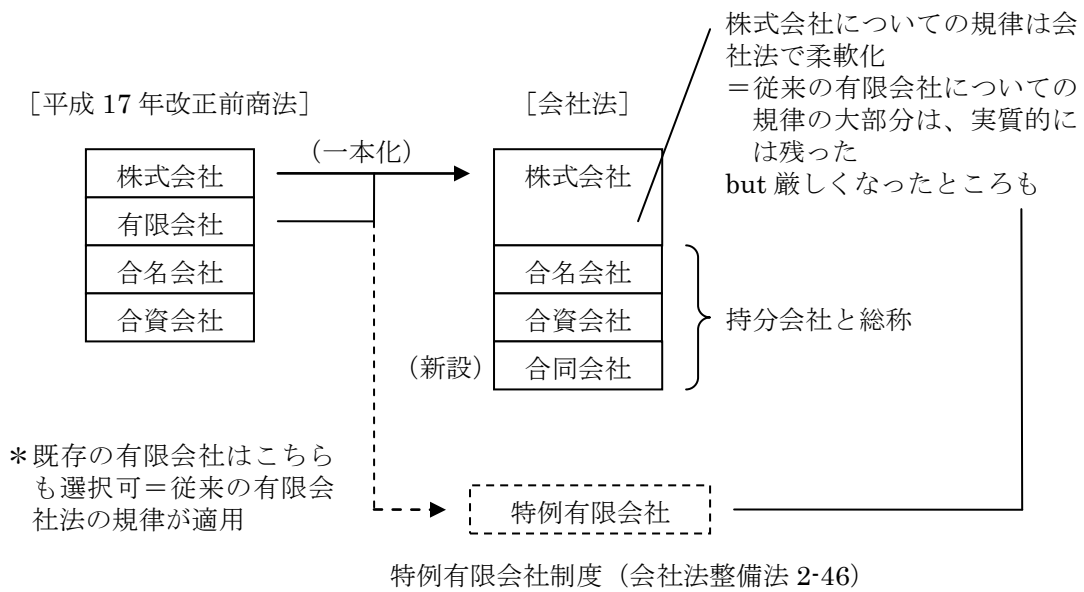
(c)取締役会・監査役を置かない株式会社 [テキスト 4章5節]

事例 7-b 取締役会・監査役を置かない株式会社

アユミさんは、ケンイチと2人で紅茶の美味しいカフェを始めるため、株式会社を設立することにした。設立する会社では、ケンイチが取締役になるが、アユミさんは取締役にしない。取締役会・監査役は置かない予定である。「ケンイチが取締役としておかしなことをしたときに、ちゃんと止められるのかしら」とアユミさんは心配になった。



(3)株式会社と有限会社と特例有限会社 [テキスト 1 章 2 節 3]



7-3. 持分会社

事例 7-c 持分会社

アユミさんは、ケンイチに頼らず 1 人で株式会社を設立することにした。再び会社法の本をパラパラと見てみると、株式会社以外にも、合名会社・合資会社・合同会社という種類の会社があることが分かった。「いったいどの会社にすればいいのかしら」とアユミさんは困ってしまった。

7-3-1. 概要

(1)持分会社 (会社 575 I) の実数

*組織別・資本金階級別法人数

出典：平成 19 年度会社標本調査結果（国税庁 HP、統計情報）<http://www.nta.go.jp/>

(2)持分会社の特質

	持分会社		株式会社
	合名・合資会社	合同会社	
持分・株式の性質	細分化されず（1人1持分）		均一な単位に細分化
会社の運営・管理	原則として各社員（会社 590・599-602） 業務執行社員を定めた場合（会社 591-603）		株主とは別の機関が行う
内部関係の規律	定款自治が認められる範囲広い 例：損益分配の割合（会社 622）		定款自治が認められる範囲狭い
持分・株式の譲渡	他の社員の同意が必要（会社 585）		原則として自由
社員・株主の責任	無限責任社員あり	有限責任	有限責任
出資・利益配当についての規制	緩やか （会社 576 I ⑥・ 611・621-624）	厳格 （会社 578・625-634）	厳格

*持分会社の出資者＝社員（株式会社では株主）、出資者の地位＝持分（株式会社では株式）

7-3-2. 合名会社・合資会社

(1) 意義

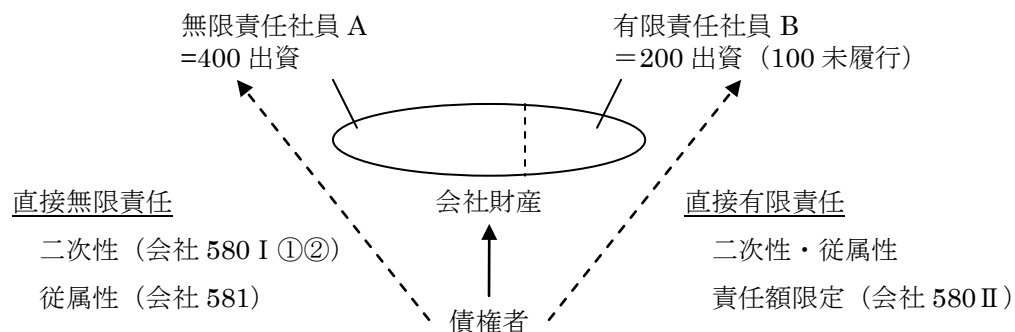
無限責任社員 / 有限責任社員

合名会社 (会社 576Ⅱ) / 合資会社 (会社 576Ⅲ)

(2) 持分、会社の運営・管理、内部関係の規律

(3) 持分の譲渡

(4) 社員の責任



(5) 出資・利益配当についての規制

7-3-3. 合同会社

(1)意義 (会社 576IV)

(2)規制

LLC と LLP [テキスト Column10-1]

合同会社=米国の LLC(Limited Liability Company)がモデル
内部関係についての定款自治+社員の有限責任
米国では LLC に課税せず→日本では実現せず

有限責任事業組合 (有限責任事業組合契約に関する法律)
=英国の LLP(Limited Liability Partnership)がモデル
組合には課税せず (課税は組合員に直接行われる)

7-4. 会社の組織変更 [テキスト 10 章 3 節]

(1)意義

株式会社・持分会社間 ⇔ 持分会社内の種類の変更 (会社 637・638)

(2)手続 (会社 743-747・775-781)

(3)組織変更の無効の訴え (会社 828 I ⑥ II ⑥・834⑥・855-839・846)